

公共施設等の適正管理について

令和7年4月1日(火)

総務省自治財政局財務調査課

理事官 梅本 祐子



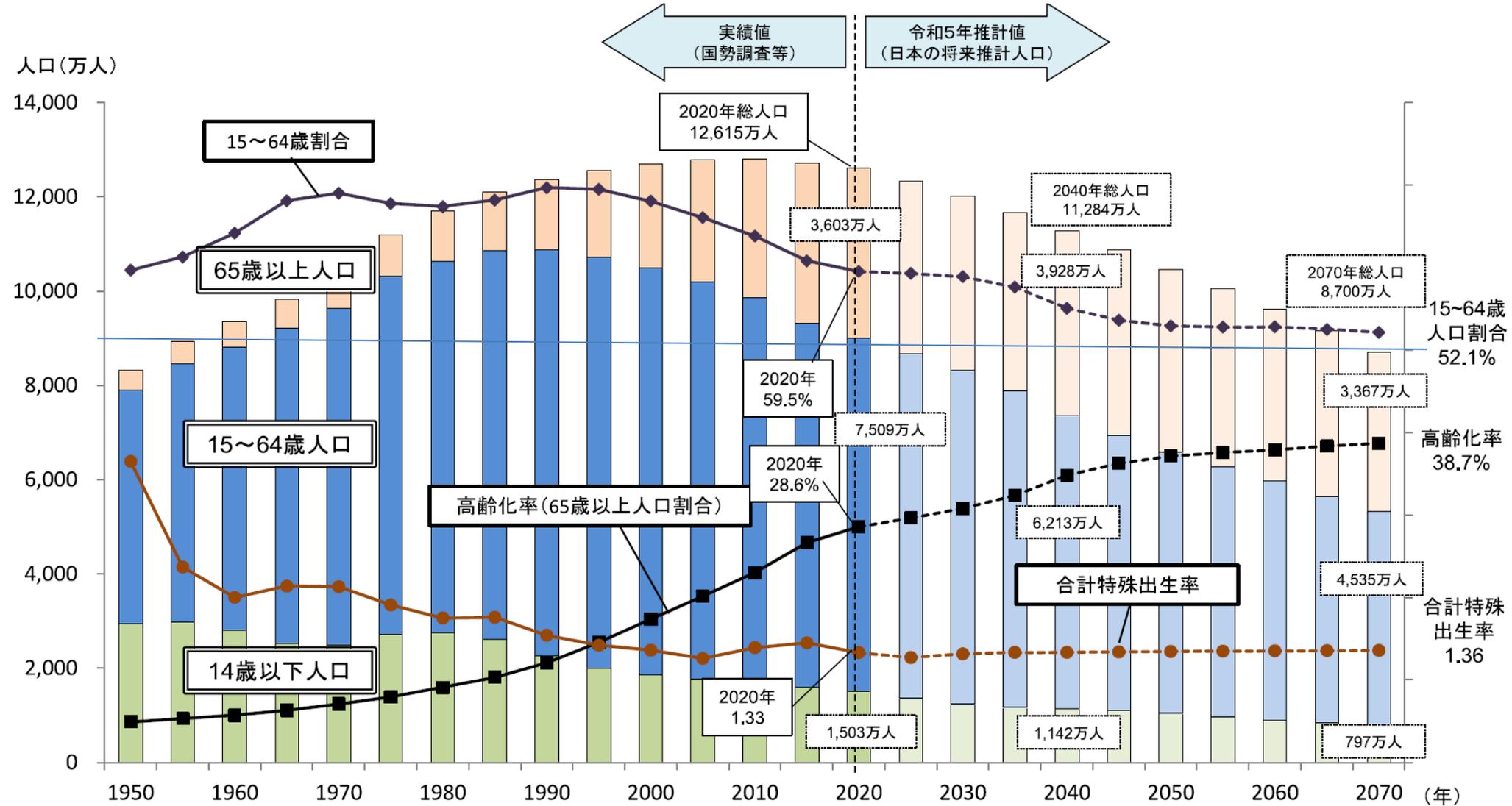
MIC

総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

1 公共施設等の適正管理の背景

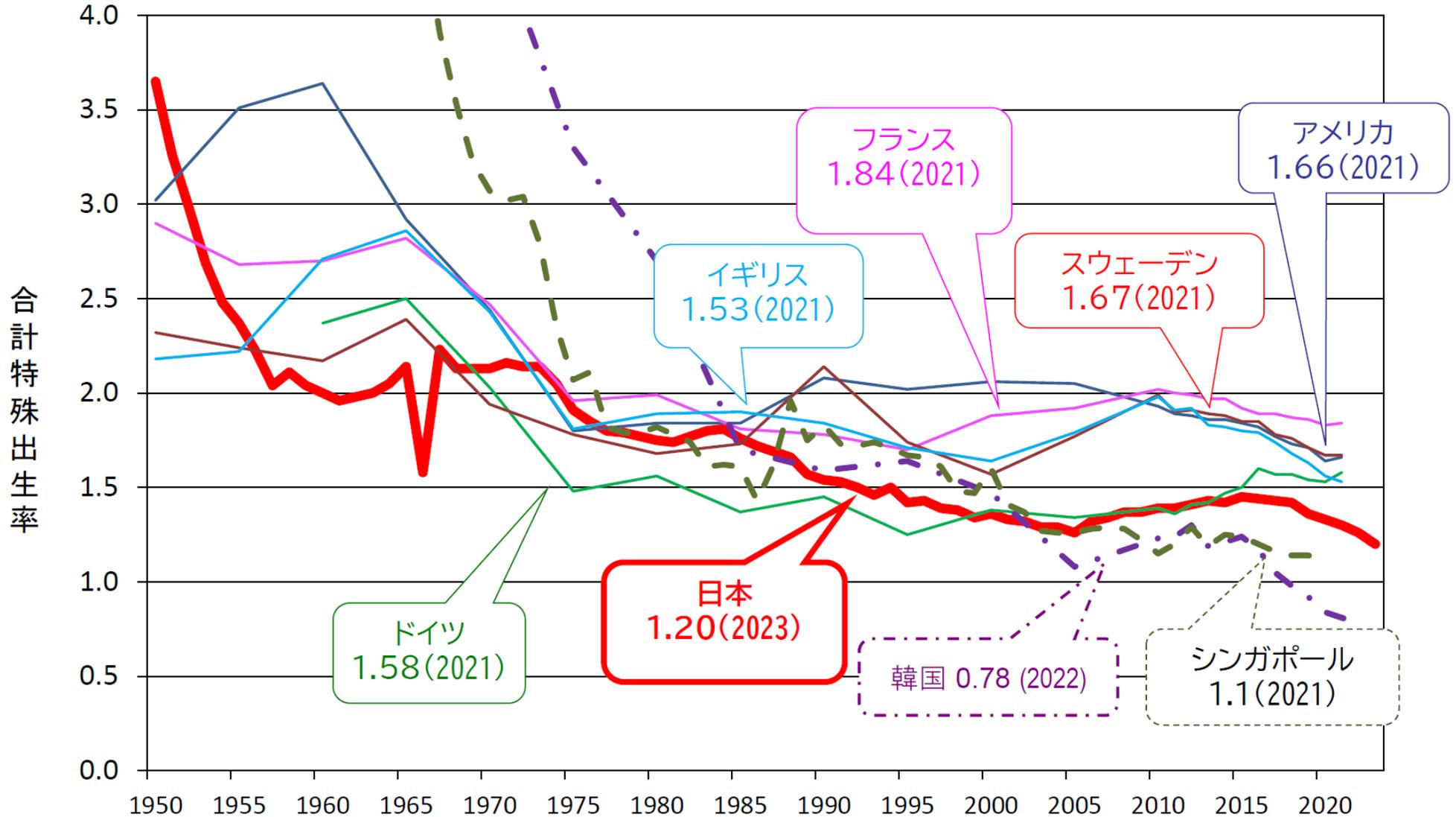
日本の人口推移



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

出典: 厚生労働省資料

【参考】合計特殊出生率の年次推移

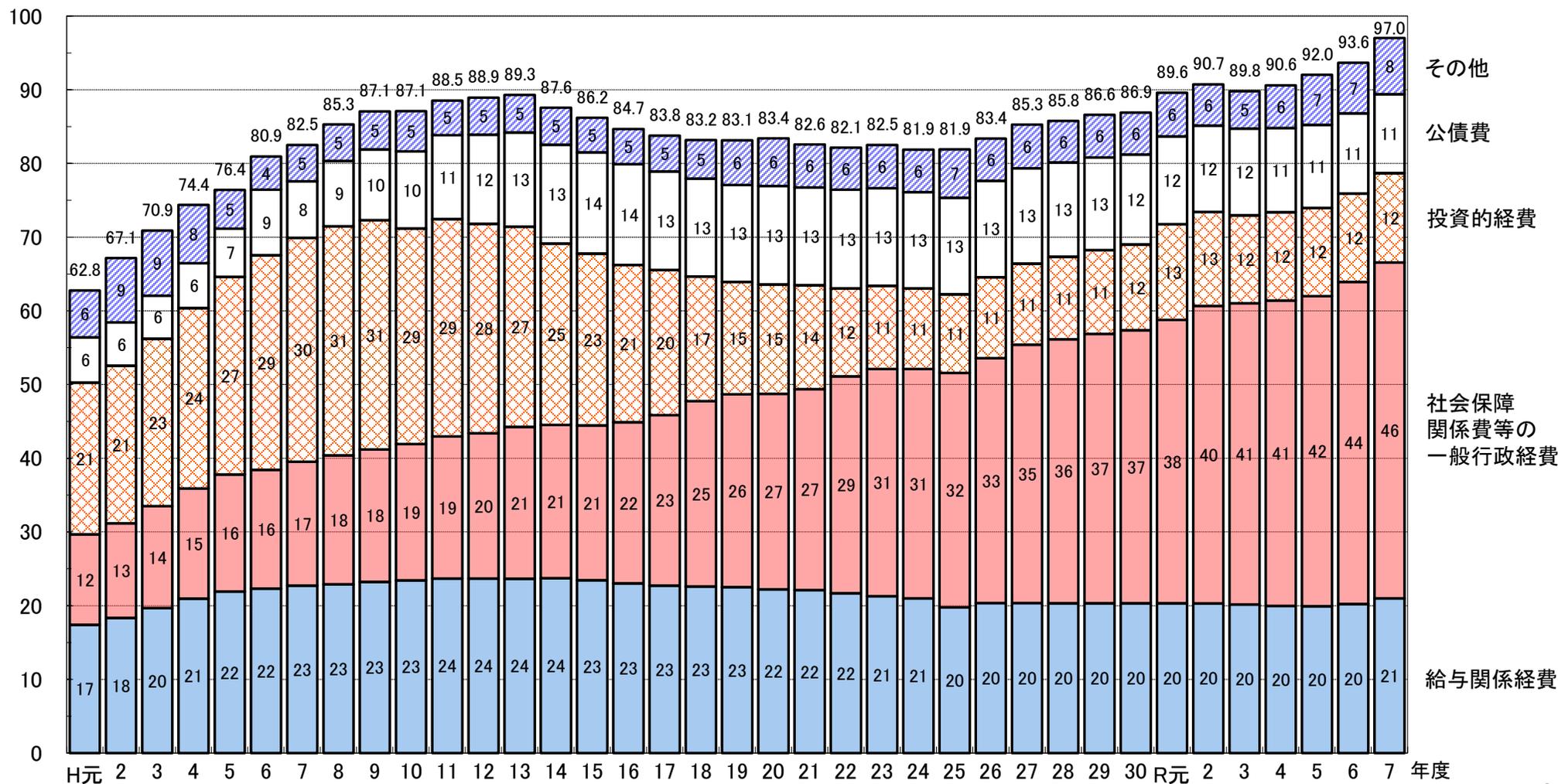


資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、2023年の日本は「人口動態統計」、シンガポールは世界銀行「World Development Indicators」より

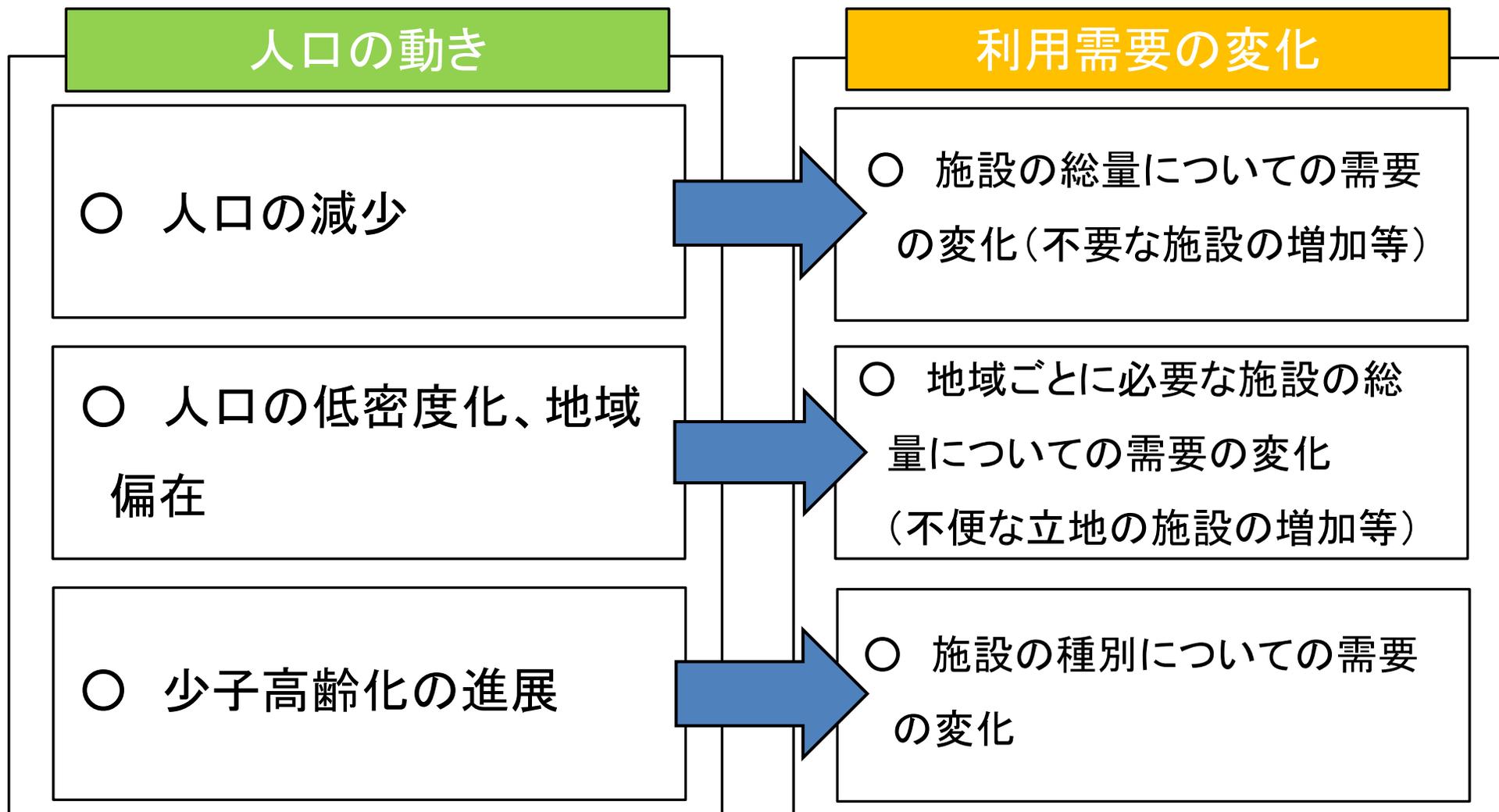
地方財政計画の歳出の推移

- 社会保障関係費（一般行政経費に計上）は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は横ばい。
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、近年は横ばい。

(兆円)



今後考えられる人口の動きから見た公共施設マネジメントの必要性

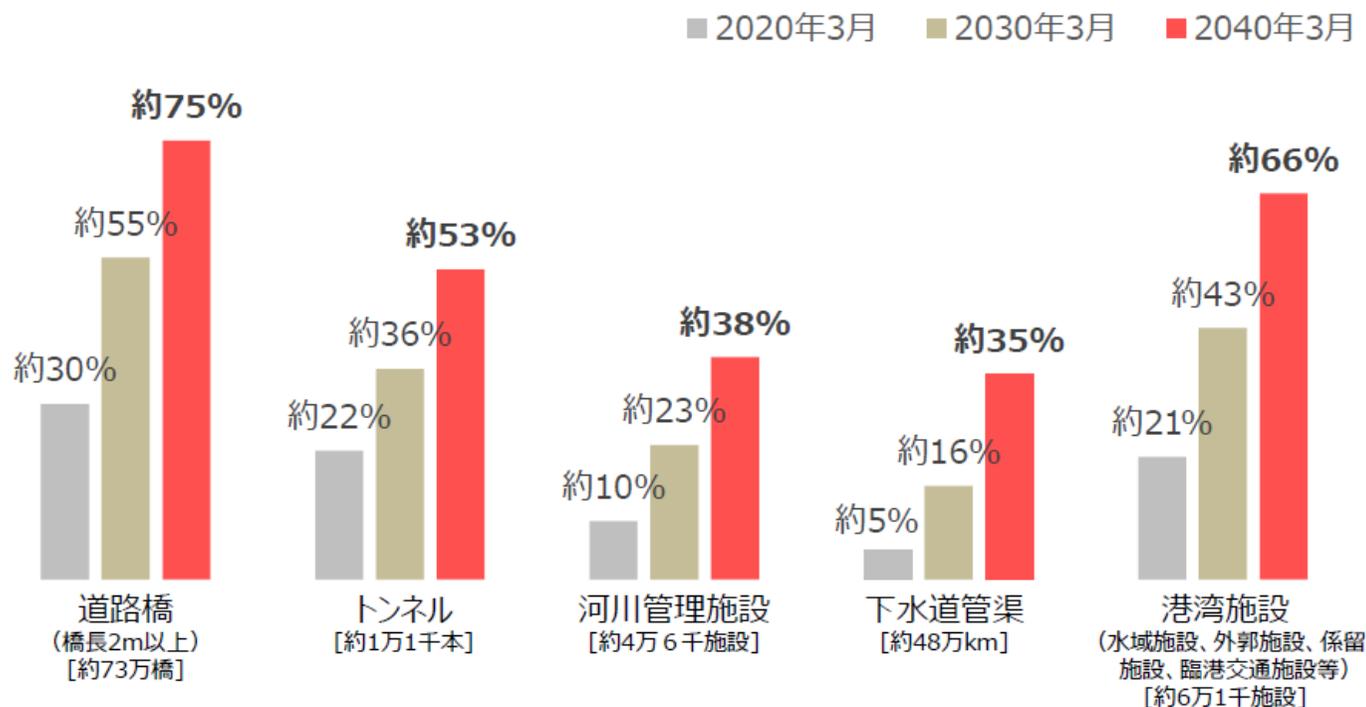


○ 一方で、地方財政は厳しい状況が続いていることから、公共施設マネジメントのための財源にも課題がある。

公共施設等の老朽化状況①

建設後50年以上経過する社会資本の割合

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。
※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

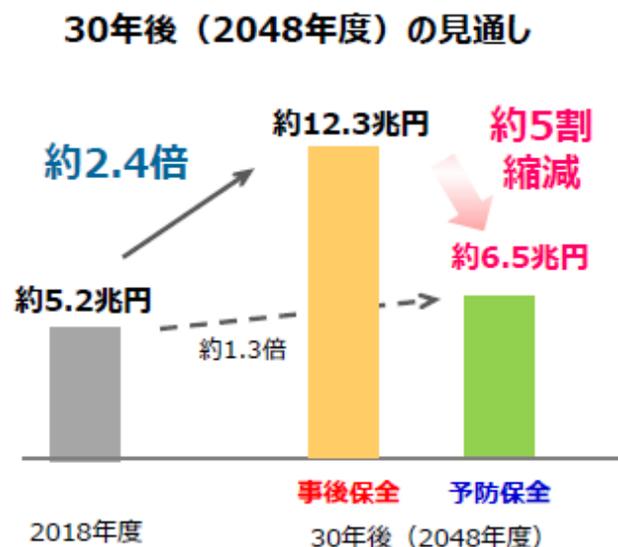


【建設後50年以上経過する社会資本の割合】

「予防保全」への転換によるコスト縮減

- 施設の機能や性能に不具合が生じてから対策を行う「事後保全」から、不具合が発生する前に対策を行う「予防保全」への転換により、**増加が見込まれる維持管理・更新費の縮減**を図ることが重要。
- 「予防保全」への転換に加えて、新技術やデータの積極的活用、集約・再編等の取組による効率化を図ることで、持続的・効率的なインフラメンテナンスを実現。

【将来の維持管理・更新費用の推計結果（2018年11月30日公表）】



- ※1 国土交通省所管12分野（道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設）の国、都道府県、市町村、地方道路公社、（独）水資源機構、一部事務組合、港務局が管理する施設を対象。
- ※2 様々な仮定をおいた上で幅を持った値として推計したもの。グラフ及び表ではその最大値を記載。
- ※3 推計値は不確定要因による増減が想定される。

（参考）用語の定義

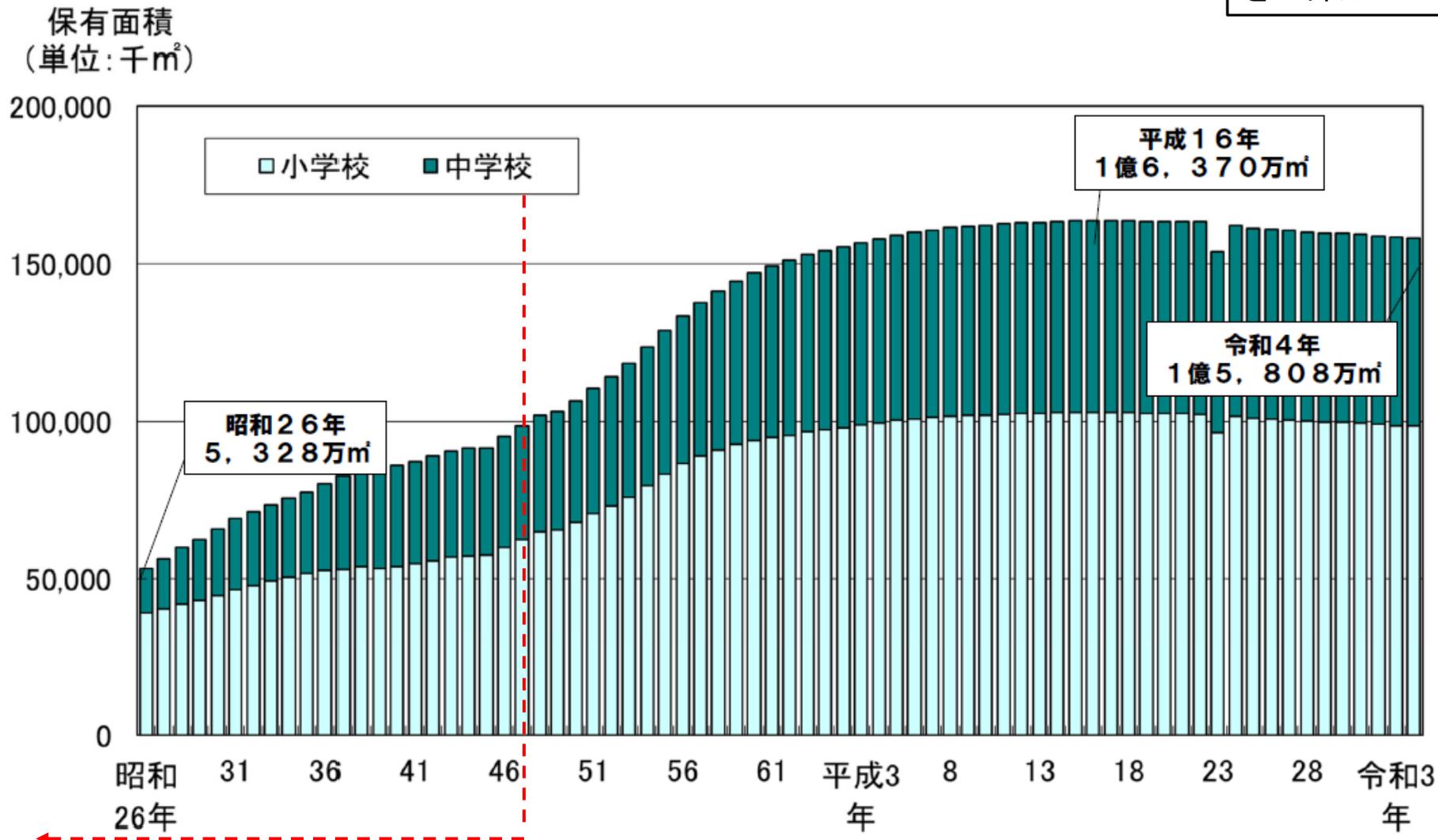
事後保全：施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。
予防保全：施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。

20

公共施設等の老朽化状況②

○公立小中学校施設保有面積の推移

文部科学省資料
を一部加工

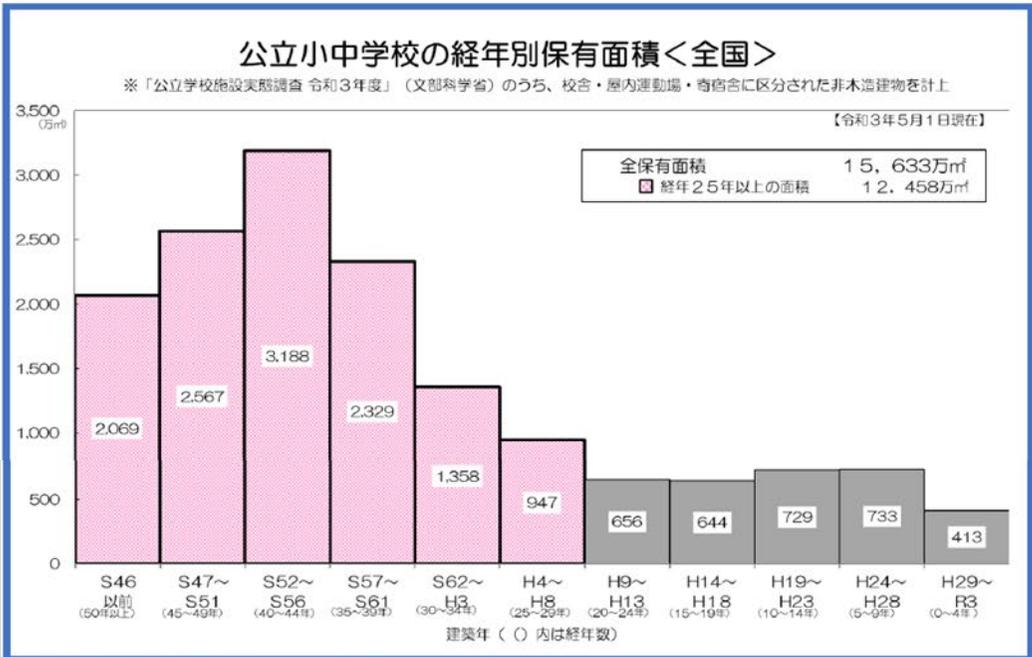


建設後50年以上経過

(公立学校施設実態調査)

学校施設の長寿命化を図る老朽化対策

昭和40年代後半から50年代に建設された施設が多く、築25年を経過しているものが約8割
 ⇒ 整備手法の工夫(長寿命化改修)により費用を縮減しつつ、
着実に老朽化対策を実施し、安全・安心で機能的な学校を実現



長寿命化改修の事例



長寿命化改修により、建て替え同等の教育環境を確保



長寿命化改修に合わせて、多目的に活用できるワークスペースを整備



劣化による配管破損

老朽化により手すりが落下

出典: 令和4年7月14日「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議(第1回)」資料3、p.17

まとめ

- 人口の減少
- 人口の低密度化・地域偏在の進行
- 少子高齢化の進展

- 過去に建設された公共施設等の更新時期が一斉に到来
- 一方で、社会保障関係費の増加により、投資的経費は抑制傾向

- 市町村合併後の施設のあり方

- 長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施する必要

(公共施設等総合管理計画等の推進)

- 更新・統廃合・長寿命化等の対応策の検討・実施には、保有する資産の正確な状況把握が必要

(地方公会計の出番)

- 資産・負債(ストック)の全体の状況把握が可能となる固定資産台帳(統一的な基準による地方公会計)の活用が有効。当該データを活用して、公共施設マネジメントに繋げる。
- 加えて、財務書類等の整備・開示により、住民・議会などへの説明責任をより適切に果たすことにも繋がる。

2 公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

背景

- ・ 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・ 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

- 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

総務省所管

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

※原則として平成28年度までに策定(全団体策定済み)

<公共施設等総合管理計画の見直し>

令和5年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請。

※令和6年3月末時点において、97.8%の団体の見直しが完了

→ 不断の見直しによる総合管理計画の内容の充実を推進

個別施設計画の策定 ※令和4年度までに策定

各施設所管省庁所管

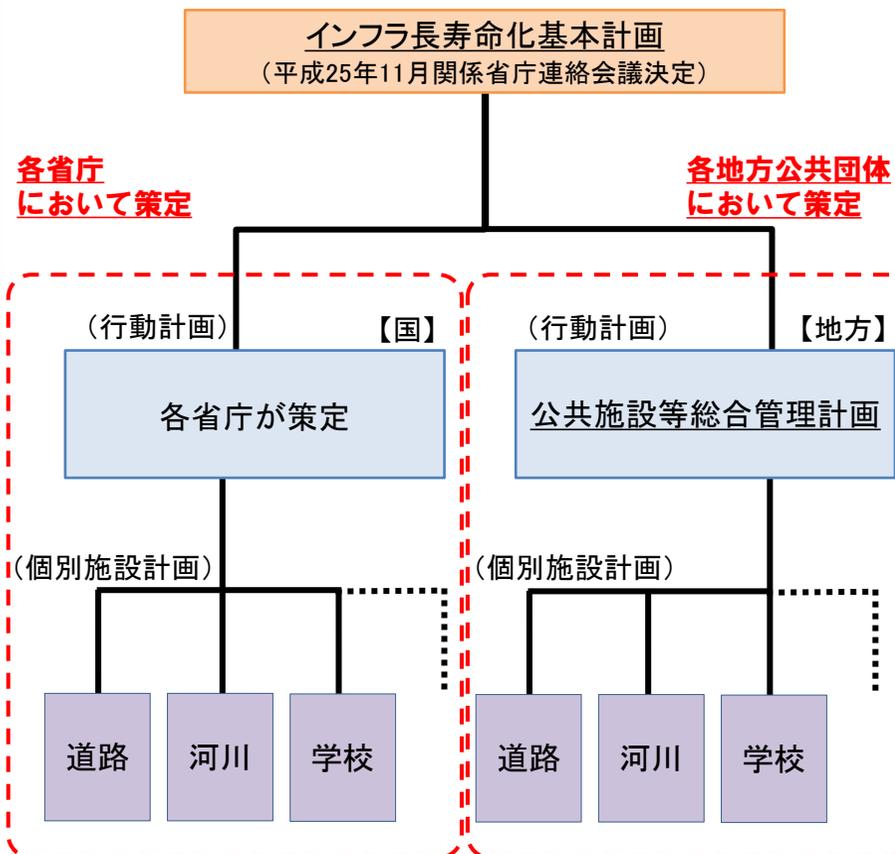
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

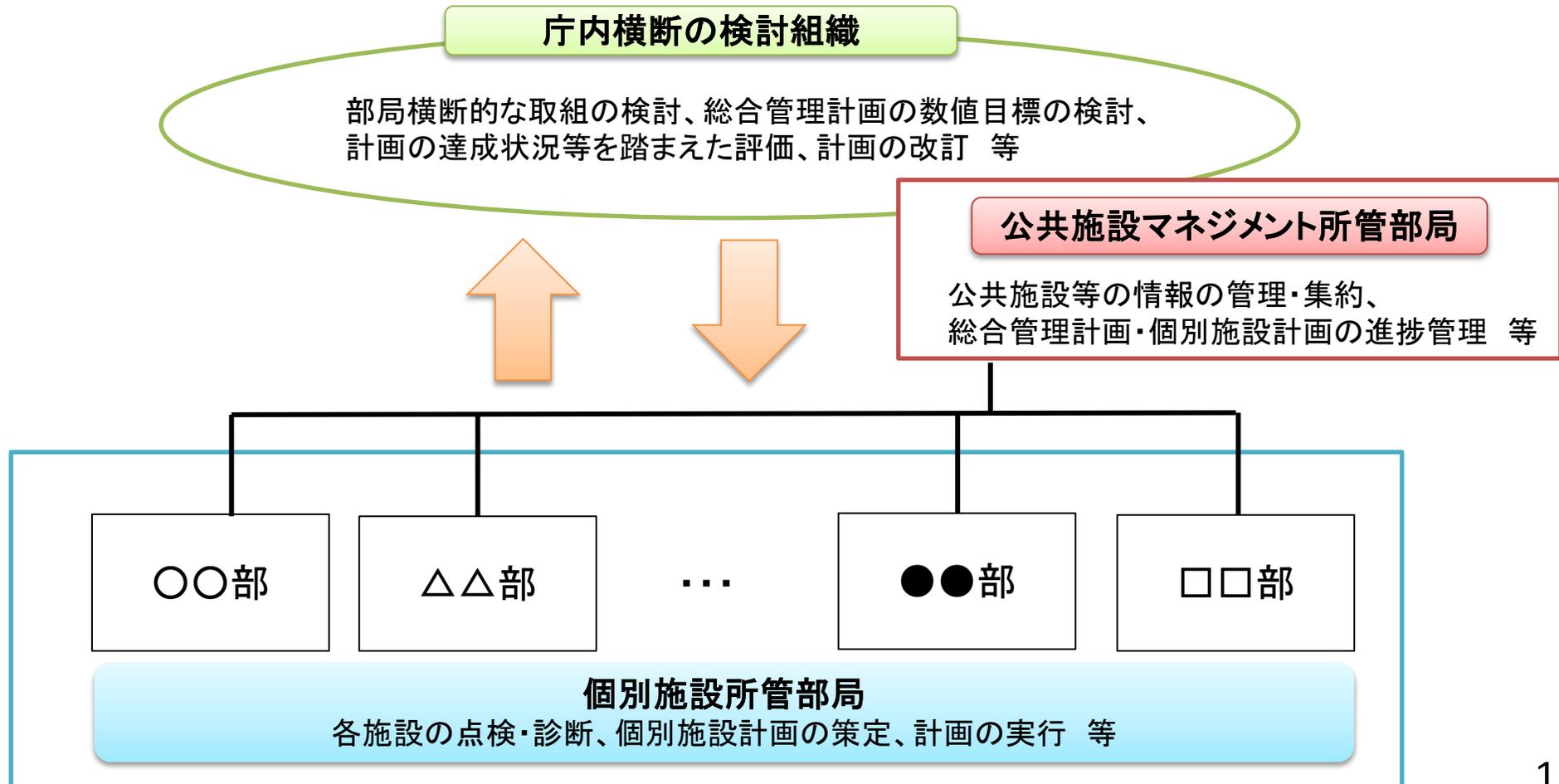
【インフラ長寿命化計画の体系】



総合管理計画の推進体制等

- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

<全庁的な体制構築イメージ>



地方自治体における総合管理計画見直し状況

○公共施設等総合管理計画の見直し状況（令和6年3月31日時点）

| 区分 | 都道府県 | | 指定都市 | | 市区町村 | | 【参考】合計 | |
|-------|------|--------|------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 団体数 | 割合 | 団体数 | 割合 | 団体数 | 割合 | 団体数 | 割合 |
| 回答団体数 | 47 | 100.0% | 20 | 100.0% | 1,721 | 100.0% | 1,788 | 100.0% |
| 見直し済 | 47 | 100.0% | 20 | 100.0% | 1,682 | 97.7% | 1,749 | 97.8% |

参考：「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付総財務第6号自治財政局財務調査課長通知）（抜粋）

第一 総合管理計画の見直しについて

一 総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中（※）に総合管理計画の見直しを行うこと。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと

主な個別施設計画の策定状況

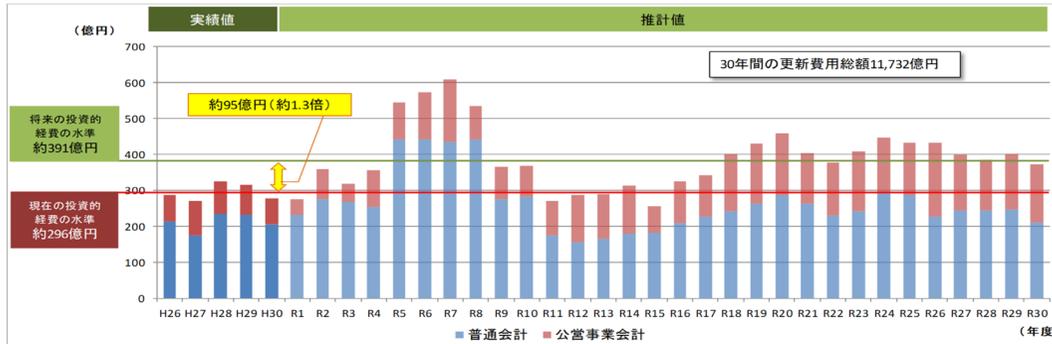
| 分野 | 対象施設 | 策定完了時期 (R6. 3. 31以降の場合) | R6. 3. 31策定見込み | R5. 3. 31計画策定率 | (参考)R4. 4. 1 計画策定率 |
|----------|-------------------------------------|----------------------------|----------------|----------------|-----------------------|
| 消防関係施設 | 消防庁舎 | 未定 | 95% | 90.1% | 87% |
| 学校施設 | 公立学校施設 | 未定 | 99.6% | 99.2% | 98% |
| 社会教育施設 | 社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。) | R7. 3 | 89.3% | 86.8% | 84% |
| 水道分野 | 上水道施設 | — | — | 100% | 98% |
| 医療分野 | 病院 | 未定 | 未定 | 80.4% | 72% |
| 福祉分野 | 児童福祉施設等 | R7. 3 | 85% | 82.4% | 82% |
| 農業水利施設 | ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等 | — | — | 100% | 100% |
| 農道 | 橋梁(橋長15m以上)及びトンネル | — | — | 100% | 100% |
| 農業集落排水施設 | 管路施設、処理施設 | — | — | 100% | 100% |
| 地すべり防止施設 | 抑止工、抑制工 | — | — | 100% | 100% |
| 治山 | 保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等 | — | — | 100% | 100% |
| 林道 | 橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設 | — | — | 100% | 100% |
| 漁港施設 | 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設 | — | — | 100% | 100% |
| 漁場の施設 | 増殖場、養殖場 | — | — | 100% | 100% |
| 漁業集落環境施設 | 漁場集落排水施設 | — | — | 100% | 100% |
| 工業用水 | 工業用水道事業 | R7. 3 | 87% | 80% | 76% |
| 道路 | 橋梁(橋長2m以上) | — | 100% | 99.3% | 97% |
| 河川・ダム | 主要な河川構造物 | R8. 3 | 98.7% | 98.7% | 99% |
| 砂防 | 砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 | — | — | 100% | 100% |
| 海岸 | 堤防・護岸・胸壁等 | — | 100% | 99.4% | 99% |
| 下水道 | 管路施設、処理施設、ポンプ施設 | — | — | 100% | 100% |
| 港湾 | 外郭施設 | R8. 3 | 99.2% | 99.1% | 99.6% |
| 公園 | 都市公園 | — | — | 100% | 99% |
| 住宅 | 公営住宅 | R7. 3 | 98% | 97.5% | 98% |
| 廃棄物処理施設 | 一般廃棄物処理施設 | R7. 3 | 95.7% | 93.2% | 91% |
| 地方公共団体庁舎 | 地方公共団体庁舎 | — | — | 85.4% | 82% |

(注) ・上記表中の対象施設には、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
 ・「R6. 3. 31策定見込み」は、R5. 3. 31時点で100%に達していない対象施設のみ調査したもの

出典：令和5年12月18日「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会(第13回)」資料を基に作成

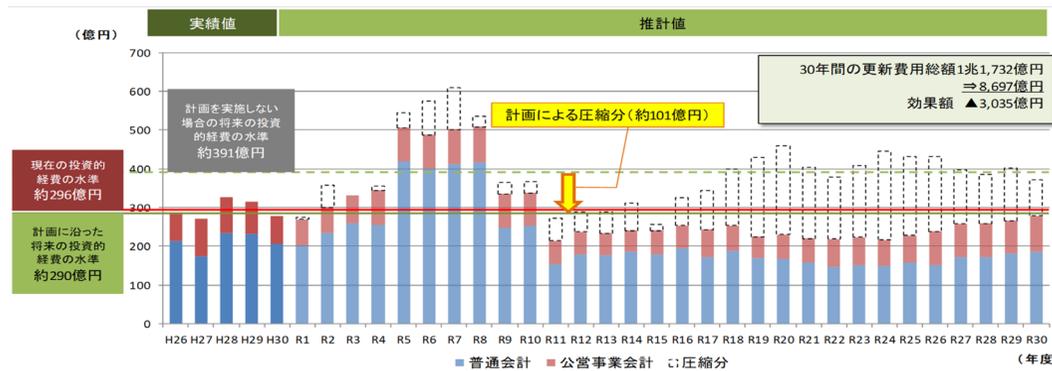
大分市公共施設等総合管理計画の記載事項(抜粋)

投資的経費の推計 (従来手法：30年)



総合管理計画に沿って
長寿命化等を実施した場合

投資的経費の推計 (計画に沿った手法：30年)



個別施設計画の内容を踏まえた総合管理計画の見直しにより、
①費用推計の精緻化
②公共施設マネジメントに係る今後の方向性の提示
が可能となっている。

①費用推計の精緻化

見直し前は、上段の「従来手法」(※1)による推計のみだったが、個別施設計画を踏まえた見直しにより、下段の「計画に沿った手法」(※2)による推計が可能となった。

また、これにより、計画に基づく対策による具体的な効果額も算出可能となった。

- ※1 機械的に一定期間で施設の建替を行うと仮定
- ※2 個別施設計画に沿った時期に施設の建替又は長寿命化改修を行うことを想定

2) 今後の方向性

今後も、長寿命化、集約・複合化等の公共施設の適切な維持管理に努めることにより、維持管理費や延床面積の縮減をはかります。主なものは、佐野清掃センターと福宗環境センターを、周辺市との広域処理を含めた集約化を行うとともに、学校施設において引き続き長寿命化改修を実施します。さらに、その他の施設においても長寿命化、集約・複合化を進めるなど本計画の推進を図ります。

②今後の方向性の提示

具体的な施設を前提とした今後の公共施設マネジメントの方向性を示すことが可能となった。

公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、毎年度末時点で策定されている全団体分をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

| 団体名等 | | 公共施設等総合管理計画記載事項 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----------------|--------|---------|----------------------------|---|-------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--|---------------------|--------|-----------------------------|--|------|
| 都道府県名 | 市区町村名 | 策定年度 | 改訂年度 | 計画期間 | | 施設保有量 | 維持管理・更新等にかかる経費 | | | | 総合管理計画の推進体制 | 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | | | PDCAサイクルの推進方針 | |
| | | | | | | | 現在要している経費 | 将来にわたる経費の見込み | | | | ①点検・診断等の実施方針 | …… | ⑭総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 | | |
| | | | | 内容 | 耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体)の見込み | | | 対策を反映した見込み | 対策等の効果額 | 記載 | | | | | 記載 | 推進方針 |
| 年度 | 年度 | 区分 | 年数 | 内容 | 内容 | 期間及び経費の見込み | 対策を反映した見込み | 期間及び経費の見込み | 期間及び経費の見込み | 記載 | 記載 | 推進方針 | サイクル期間 | | | |
| 〇〇県 | □□市 | 平成27年度 | 平成31年度 | 11年 | 20年 | 【公共施設】約70.0万㎡ 【インフラ】道路:700km 橋りょう:3.5km 上水:450km 下水:400km など | 直近5年平均で15億円(公共施設5億円、インフラ10億円) | 計画期間の年平均で約35億円(公共施設12億円、インフラ23億円) | 計画期間の年平均で約23億円(公共施設8億円、インフラ15億円) | 計画期間の年平均で約12億円(公共施設4億円、インフラ8億円) | 公共施設等の情報を一元的に管理・集約する部署として、公共施設活用課を新たに設置。 | 有 | …… | 有 | 進捗状況を管理・集約する担当課と施設所管課で、定期的に意見交換し、PDCAサイクルに基づき改善。 | 3年 |
| 〇〇県 | △△市 | 平成27年度 | 令和2年度 | 11年～20年 | 20年 | 【公共建築物】約72.0万㎡ 【インフラ系】道路:1,400km 橋りょう:7.0km 上水:900km 下水:800km など | 平成27年度決算額で60億円 | 今後20年間の総額で約2,000億円 | 今後20年間の総額で約1,800億円 | 今後20年間の総額で約200億円 | 財産活用課にて、個別施設計画の進捗状況等を集約。公共施設マネジメント推進会議やWGにおいて、具体的な取組等に向けた検討を進める。 | 有 | …… | 有 | 有識者会議等からの提言も踏まえ、総合管理計画で設定した数値目標に照らして取組みを評価する。 | 概ね5年 |
| : | : | : | : | : | : | : | : | : | : | : | : | : | : | : | : | : |

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。

3 公共施設等の適正管理に係る財政措置

公共施設等適正管理推進事業

公共施設等の適正管理

- 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある
- そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進

公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】 ※公共施設等総合管理計画等に位置づけることが必要

- ① 集約化・複合化事業 ※延床面積や維持管理経費等の減少する場合に限る
 - (1) 集約化・複合化施設整備事業
 - (2) 集約化・複合化等に伴う除却事業(機能統合等に伴うものを含む) 【R7拡充】
- ② 長寿命化事業
 - ・ 公共用の建築物
施設の使用年限を法定耐用年数を超えて延長させる事業
 - ・ 社会基盤施設
所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業)

(道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)
- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業
- ⑥ 除却事業

【充当率】 90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

- ① : 50% ((2)は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象)
- ②~⑤: 財政力に応じて30~50%
- ⑥: 交付税措置なし

【事業期間】 令和8年度まで 【令和7年度事業費】 5,000億円

(例) 複合化事業



(例) 長寿命化事業

【図書館の長寿命化】



①-1 集約化・複合化事業(集約化・複合化施設整備事業)

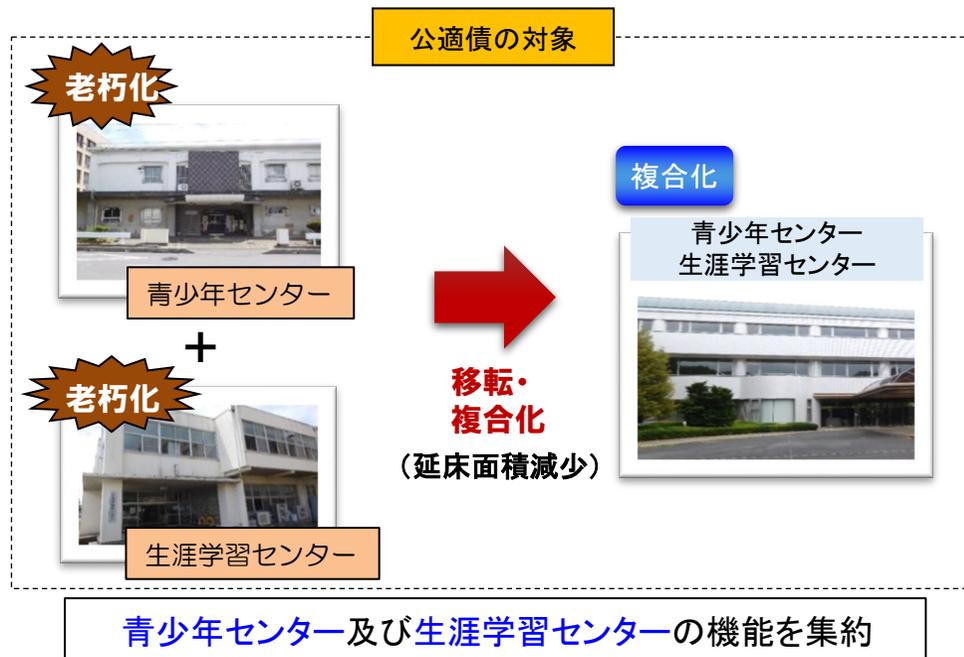
対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業(公用施設、公営住宅、公営企業施設は対象外)
建築物(公民館等) : 延床面積の減少を伴うもの
非建築物(グラウンド等): 施設の数及び維持管理経費が減少すると認められるもの

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。
(共用部分がある場合は面積按分等)



充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費
公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

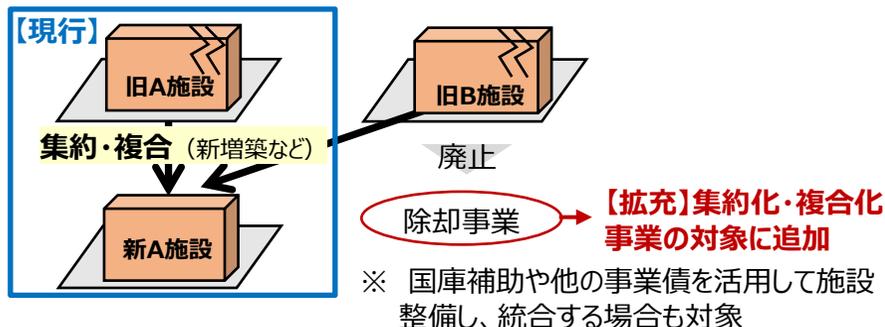
①-2 集約化・複合化事業(集約化・複合化等に伴う除却事業)

概要

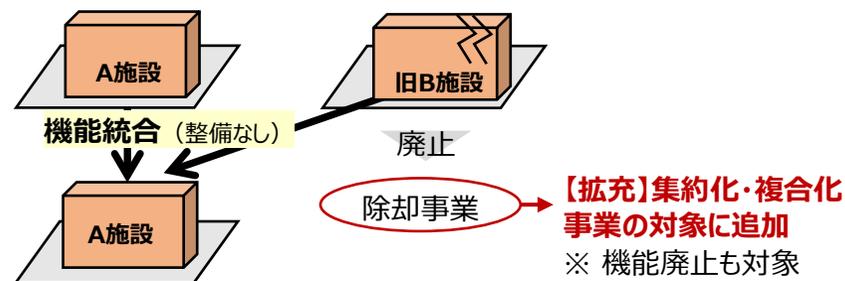
地方公共団体が公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施する、公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業について、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業: 充当率90%、交付税措置率50%、令和8年度まで)の対象に追加

対象事業

(1) 施設の整備を行い、複数の施設を統合する場合



(2) 施設の整備を行わず、複数の施設の機能を統合する場合



要件

以下の要件をすべて満たす事業

- ① 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施するものであること
- ② (1)の場合: 集約化・複合化を行った施設の供用開始から5年以内 to 実施するものであること
(2)の場合: 除却予定の施設の供用廃止から5年以内 to 実施するものであること
- ③ 集約化・複合化を行う前と比較して、施設の延床面積(非建築物の場合は維持管理費等)が減少すること ※(1)に限る

留意事項

- 経過措置として、令和6年度以前に集約化・複合化等した施設については、5年超経過したものも対象とする。
- 公用施設や公営住宅、公営企業施設等の除却事業については対象外。
- 国庫補助や他の事業債を活用した集約化・複合化事業に伴って実施する除却事業も対象とする。
- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化等に伴う除却事業も対象とする。
- 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象とする。

②-1 長寿命化事業(公共用の建築物)

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業

(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする

充当率・元利償還金に対する交付税措置

長寿命化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

【事業イメージ】

○長寿命化例1(図書館)



法定耐用年数50年

外壁、建具、
屋根防水
の改修等



長寿命化



目標使用年数80年

○長寿命化例2(高校校舎附帯施設(格技場))



法定耐用年数47年

外壁、屋根
の改修等



長寿命化



目標使用年数60年

②-2 長寿命化事業（社会基盤施設）

対象事業

- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等）
〔道路（舗装、小規模構造物等）、河川管理施設、砂防関係施設（昭和53年以降の技術基準で設計された砂防施設を含む。）、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設〕

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

○道路（舗装の表層に係る補修）



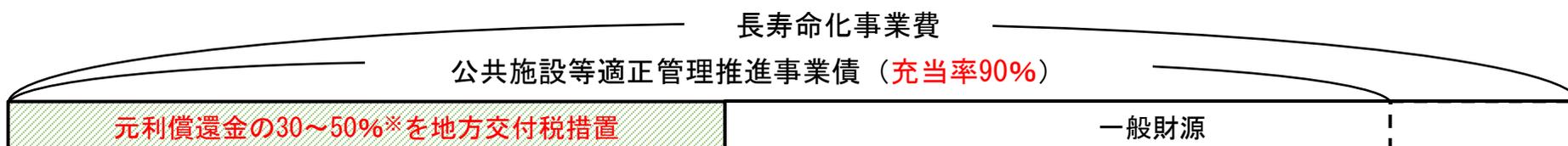
○都市公園施設（テニスコートの改修）



○農業水利施設（頭首工の補修）



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

③ 転用事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

（転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）

- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置

転用事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

【事業イメージ】

○転用例1



小学校



転用



地区交流センター

○転用例2



保育所



転用



地域集会施設

④ 立地適正化事業

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

＜事業例＞ ・【補完】国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

(国庫補助事業の対象とされているが国費の不足により単独で実施するもの)

・【一体】国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

(都市構造再編集集中支援事業の要件を一部満たさない事業)

① 同種の誘導施設を複数整備する場合の2件目以降の事業(補助要件:同種の誘導施設は1市町村一つまで)
(都市・地域交通戦略推進事業の要件を一部満たさない事業)

② 事業規模1億円未満の事業(補助要件:1億円以上)

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間:令和4年度～令和8年度

- ・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】

公共施設を
まちなかで
適切に配置



充当率・元利償還金に対する交付税措置

立地適正化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

○ ①又は②に該当する事業

① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業

i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業

ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)

例)車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

例)授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

【事業イメージ】

・ユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した公共施設等総合管理計画に基づく事業であること。

・① ii)及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円(1台)

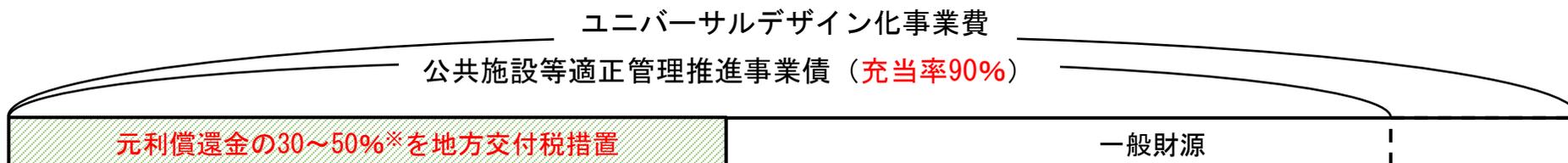


多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

⑥ 除却事業

対象事業

- 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○除却例1



公民館



除却



更地

○除却例2



児童館

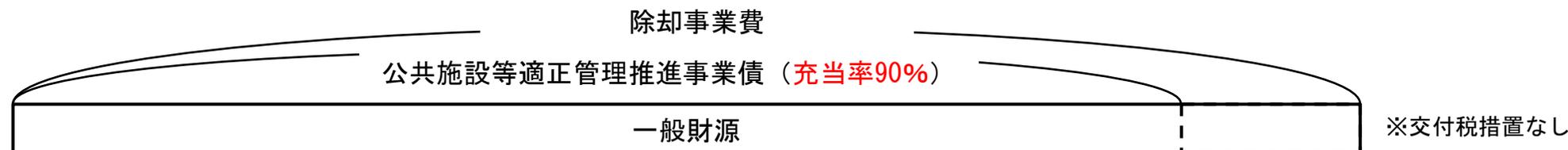


除却



更地

充当率・元利償還金に対する交付税措置



<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

附則第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。